### 目論見書補完書面(投資信託)

投資信託をご購入の際は、

この書面、目論見書および販売用資料の内容をよくお読みください。

### 投資信託(ファンド)のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社(委託者等)が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家(受益者)に帰属します。投資家(受益者)は、収益分配金、償還金、換金(解約)に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等(株式や債券等)を投資対象としています。ファンドの基準価額(純資産総額)は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

### 書面による解除(クーリング・オフ)

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆる クーリング・オフ)の適用はありません。

#### ファンドにかかる投資リスクについて

ファンドの基準価額は、市場変動リスク(金融商品市場等における相場その他の指標に係る変動により、組み入れる有価証券等の価格が下落するリスク)や信用リスク(組み入れる有価証券の発行者等が債務を履行できなくなるリスク)、その他(流動性等)のリスク(組み入れる有価証券等が現金化できない、その他不測の事態等が発生するリスク)の影響を受けて変動するため、投資元本を割り込むおそれがあります(外貨建資産を組み入れている場合は、為替変動リスク(外国為替相場の変動によるリスク)による影響も受けます)。

上記のリスクを含むより詳細な内容については、目論見書に記載しておりますのでご確認ください。

#### ファンドにかかる手数料等について

投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等(購入時手数料、換金時手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの手数料等とは別に信託報酬と監査報酬、有価証券売買手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。

お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となりますが、当該手数料等の合計額等については、保有期間等に応じて異なりますので、 事前に表示することができません。

手数料等の内容はファンド毎に異なります。詳細な内容については、目論見書に記載しておりますのでご確認ください。

(裏面もご覧ください)

### 本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定 の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行い ます。

商号等	株式会社三井住友銀行(登録金融機関)関東財務局長(登金)第 54 号	
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
設立年月日	平成8年6月6日	
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
当行の苦情処理措置 及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品 あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005	
対象事業者となってい る認定投資者保護団体 の有無		
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務	
当行が行う登録金融機 関業務の内容及び方法 の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952	

より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住友DSアセットマネジメントが運用する商品です。

(2024年7月1日作成)

### このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。 (このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

### 目論見書補完書面(投資信託)

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

### 利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける 信託報酬を受領いたします。
- ・当行は当ファンドの発行者である三井住友 DS アセットマネジメント株式会社と資本関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2024 年 12 月末時点において、当行の役職員は、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が当ファンドを販売した場合、当行と人的関係がある同社の収益となります。



使用開始日:2024年4月8日

# 三井住友DS ワールド・ボンド・フォーカス 2024-05 (限定追加型)

追加型投信/内外/債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

#### 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第399号

#### <委託会社への照会先>

ホームページ: https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

### 委託会社の概要

委託会社名

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日

1985年7月15日

資本金

20億円(2024年1月31日現在)

運用する投資信託財産の 合計純資産総額

12兆7.909億円(2024年1月31日現在)

### 商品分類·属性区分

商品分類			
		投資対象資産 (収益の源泉)	
追加型	内外	債券	

#### 属性区分

(1-0 1-1- Page 2-3				
投資対象資産	決 算 頻 度	投資対象地域	為替ヘッジ	
債券 一般	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)	

- ※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
- ※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分 の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (https://www.toushin.or.jp/) をご覧ください。
  - ■委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を 2024年4月1日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記 載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友DSアセットマ ネジメントのホームページでご確認いただけます。
  - ■ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人 に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
  - ■ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との 分別管理等が義務付けられています。
  - ■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付 いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



特

色

### ファンドの目的

主として世界各国・地域の米ドル建ておよびユーロ建ての債券(投資適格未満を含む)に投資し、信託財産の着実な成長と安定的なインカム収入の確保を目指します。

### ファンドの特色



主として世界各国・地域の米ドル建ておよびユーロ建ての債券(投資適格未満を含む)に投資します。

- ■原則として世界各国・地域の投資適格社債を中心に投資を行います。
- ■ファンドが保有する債券の平均格付は、ポートフォリオ構築時において投資適格(BBB-)以上とします。運用期間において、市場環境によっては、これを下回る場合があります。
- ■原則としてファンドの償還日前に満期を迎える債券に投資し、満期まで保有する「持ち切り運用」を行います。保有する債券が信託期間中に満期を迎えた場合や保有する債券を売却した場合は、ファンドの償還日前に満期を迎える別の債券への再投資を行う場合があります。なお、再投資を行う際に利回りが低下する場合があります。
  - ※債券の信用力の変化などを勘案して、満期日前に売却することがあります。
- ■主に換金代金の円滑な支払いを目的として保有債券の途中売却やレポ取引、デリバティブ 取引等を活用する場合があります。



#### レポ取引とは

債券をあらかじめ買戻す(売戻す)条件付で売買する取引で、債券と現金を交換し一定期間経過後に返還する貸借取引です。

# 2

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動 リスクの低減を図ります。

- ■対円での為替ヘッジ\*1にあたっては原則として、保有する債券の満期日等を勘案した期間 固定の為替ヘッジを行うことで、信託期間中における為替変動リスクの低減と為替ヘッジ コスト\*2の変動の抑制を目指します。ただし、委託会社が効率的と判断する場合には短期 の為替ヘッジを柔軟に活用する場合があります。
  - \*1 主に為替フォワード取引を活用しますが、取引コスト、流動性、市況動向等を勘案し、金利スワップ 取引、債券先物取引、金利先物取引等を活用する場合があります。
  - \*2 円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかります。 需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。
- ■完全に為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動リスクを回避することはできません。

# 3

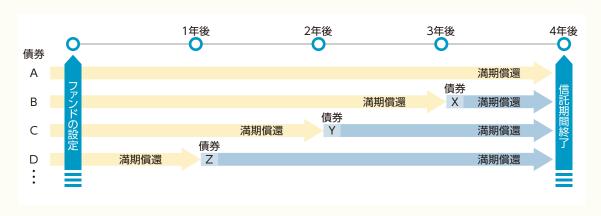
信託期間約4年の限定追加型の投資信託です。

- ■信託期間は2024年5月17日から2028年6月16日までです。
- ■ご購入のお申込みは2024年5月28日までです。
- ※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

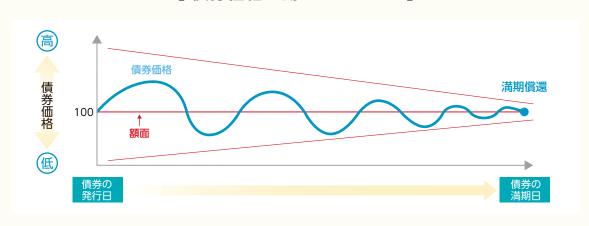
### 債券の「持ち切り運用」について

- ■持ち切り運用とは、ファンドに組み入れている債券を満期まで持ち切ることを前提に運用を行う戦略をいいます。
- ■当ファンドは、原則、信託期間の終了までに満期を迎える債券\*に投資を行うため、ファンドの償還時に向けて各債券が満期となることにより、基準価額の変動は小さくなることが期待されます。
  - \*残存年数が3年未満の債券を含みます。

#### [ 持ち切り運用のイメージ ]



#### [ 債券価格の動きのイメージ ]



- (注1)信託期間中に満期を迎えた債券の償還金は、運用状況や市場環境等を考慮しながら、ファンドの償還日までに満期を迎える別の債券に再投資を行う場合があります。また、再投資を行う際に利回りが低下する場合があります。
- (注2)信用リスク等の観点から満期まで保有せずに売却する場合があります。また、投資する債券の発行体がデフォルト(債務不履行)となった場合、信託期間中にファンドを換金した場合等には、償還価額や換金価額が元本を下回る場合があります。
- ※上記はイメージであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

### 為替ヘッジについて

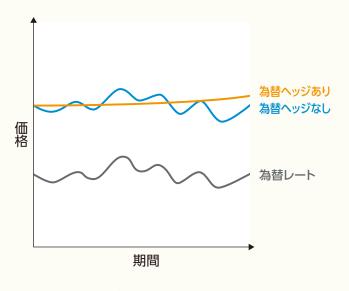
- ■対円での為替ヘッジを行うことで、信託期間における為替変動リスクの低減を目指します。
- ■原則として、保有する債券の満期日等を勘案した期間固定の為替へッジを行います。ただし、委託会 社の判断により、短期の為替へッジを柔軟に活用する場合があります。

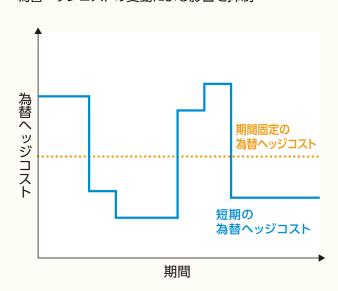
#### ▶外貨建資産の動きのイメージ

為替ヘッジにより、為替変動による影響を抑制

### ▶為替ヘッジコストのイメージ

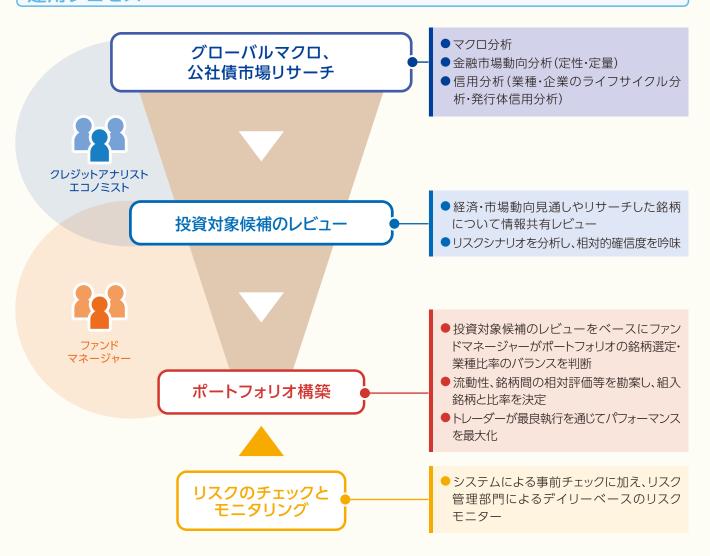
期間固定の為替ヘッジを行うことで、運用期間中における 為替ヘッジコストの変動による影響を抑制





- ※上記はイメージであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- ※実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動し、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる ことがあります。
- ※期間固定の為替ヘッジにより、為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動リスクの抑制を目指しますが、完全 に回避することはできません。

### 運用プロセス



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

### 主な投資制限

- ■株式への投資は行いません。
- ■外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 分配方針

- □年1回(原則として毎年6月16日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
  ※第1期決算日は、2025年6月16日です。
- ■分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- □分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。 (基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

### 分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。





- ■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
  - また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

### 基準価額の変動要因

- ■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ■運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ■投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。 通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券 価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因 となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い 等により、債券ごとに異なります。

### 派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。



### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



### 為替変動リスク…為替ヘッジにより、円高が基準価額に与える影響は限定的です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円での為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。



### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



## 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### その他の留意点



### ファンド固有の留意点

### 債券の持ち切り運用に関する留意点

■ファンドは持ち切り運用により、安定的な収益の確保を目指しますが、信託期間中に満期を迎えた債券の償還金は、別の債券に再投資を行う場合があり、再投資を行う際に利回りが低下することがあります。また、信託期間中にファンドを換金した場合や繰上償還となった場合等には、組み入れている債券はその時点での時価で換金されるため、ファンドの換金価額や償還価額は投資元本を下回ることがあります。

### 期間固定の為替ヘッジ取引、スワップ取引に関する留意点

■ファンドにおいて、為替ヘッジコストの変動の抑制を図るため期間固定の為替ヘッジ取引や金利スワップ取引を利用した場合は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引を実行できずに損失を被り、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。



### 投資信託に関する留意点

- ■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ■ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

### リスクの管理体制

- ■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- ■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
  - さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、 当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。
- □コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス 会議に報告します。

### (参考情報) 投資リスクの定量的比較

#### ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

#### 年間騰落率:

該当事項はありません

分配金再投資基準価額:

該当事項はありません

### ファンドと他の代表的な **資産クラスとの騰落率の比較**



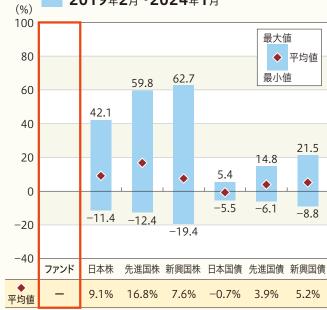
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

#### ファンド:

該当事項はありません

他の資産クラス:

2019年2月~2024年1月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。 ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日 本 株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。	
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。		
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。	
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。	
先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています		
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。	

<sup>※</sup>海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

<sup>※</sup>上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

※ファンドは、2024年5月17日から運用を開始するため、2024年4月1日現在、記載すべき事項はありません。 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

### お申込みメモ

#### 購入時

**購入 単位** お申込みの販売会社にお問い合わせください。

**購入価額** 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)

購入代金 販売会社の定める期日までにお支払いください。

#### 換金時

換 金 単 位 お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換 金 価 額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

換金代金原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### 申込関連

当初申込期間:販売会社が定める時間とします。

2024年5月17日以降:原則として、午後3時\*までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とします。

申込締切時間

\*2024年11月5日以降の換金申込みは、午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入の申込期間

当初申込期間:2024年4月17日から2024年5月16日まで 継続申込期間:2024年5月17日から2024年5月28日まで

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

●ニューヨークの取引所の休業日

申込不可日

- ●ロンドンの取引所の休業日
- ●ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日

換 金 制 限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

購入・換金申込受付の中止及び取消し

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

#### 決算日 · 収益分配

決 算 毎年6月16日(休業日の場合は翌営業日) ※第1期決算日は、2025年6月16日です。

年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)

収 益 分 配

分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から 起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で 再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。



### その他

公

信 託 期 間 2028年6月16日まで(2024年5月17日設定)

以下の場合には、繰上償還をすることがあります。

**繰 上 償 還** ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき

●残存□数が30億□を下回ることとなったとき●その他やむを得ない事情が発生したとき

信託金の限度額 3,000億円

告 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。

**運 用 報 告 書** 決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。

基準価額の アアンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「Sボンド 2405」として掲載されます。

●課税上は株式投資信託として取り扱われます。

●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資 非課税制度)の適用対象となります。

課税関係 ●当ファンドは、NISAの対象ではありません。

配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、2024年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

### ファンドの費用・税金

#### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

#### 購入時•換金時

購入時手数料

購入価額に<u>0.55% (税抜き0.5%) を上限</u>として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額です。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### 保有時

## 運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に<u>年0.7425% (税抜き0.675%)</u>の率を乗じた額とします。 運用管理費用 (信託報酬) は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託 財産から支払われます。

<運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容
委託会社 年0.25%		ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、 基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.40%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

### その他の費用・ 手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- ●監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- ●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



#### □税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税

普通分配金に対して20.315%

### 換金(解約) 時及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税

換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門 家等にご確認されることをお勧めします。
- ※上記は、2024年1月末現在のものです。



一定の投資性金融商品の販売に係る

### 重要情報シート(個別商品編) 投資信託

2024年4月

### 1 商品の内容 当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

金融商品の名称・種類	三井住友DS ワールド・ボンド・フォーカス2024-05(限定追加型)	
組成会社(運用会社)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
販売会社	株式会社 三井住友銀行	
金融商品の目的・機能	この商品は、主として世界各国・地域の米ドル建ておよびユーロ建ての債券(投資適格未満を含む)に投資し、原則として満期まで保有する「持ち切り運用」を行い、信託財産の着実な成長と安定的なインカム収入の確保を目指します。	
商品組成に携わる事業者が 想定する購入層	この商品は、主要投資対象や運用内容について十分な知識や投資経験を有する、あるいは初めて の資産運用をご検討され説明を受け商品内容を理解していただける、中長期での資産形成を目的 とする投資家のご投資を想定しております。この商品は、元本割れリスクを許容する投資家向け です。	
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。	
クーリング・オフの有無	金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。	
次のようなご質問があれば、 お問い合わせください	<ul> <li>この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフ プラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考 える理由について説明してください。</li> <li>この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。</li> <li>この商品を開入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。</li> </ul>	

### 2 リスクと運用実績 本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

損失が生じる リスクの内容	運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。投資先などの破綻や債務不履行の発生による影響を受けます。為替ヘッジにより、為替相場の変動による影響は限定的です。
〈参考〉 過去1年間の収益率	当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。
〈参考〉 過去5年間の収益率	当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。

<sup>※</sup> 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論 見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記 載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明して ください。
- この商品に類似する商品はありますか。あれば、その商品について説明してください。

### 3 費用 本商品の購入または保有には、費用が発生します

販売手数料など	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 一律0.55% (税抜0.50%) ※別に定める場合はこの限りではありません。
継続的に支払う費用(信託報酬など)	純資産総額に対し年率0.7425% (税抜0.675%)
第四代田广内"七乘四(代代级础4)以	その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示 できません。
運用成果に応じた費用(成功報酬など) 信託財産留保額など	ありません。 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

私がこの商品に〇〇(通貨単位)を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

### 4 換金・解約の条件 本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還日は2028年6月16日です。ただし、期限更新や繰上償還の場合があります。
- 信託財産留保額を換金時にご負担いただきます。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金 ができないことがあります。
- ※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料 等」箇所に記載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

### 5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から0.44%(税抜0.40%)の手数料をいただきます。これは各種書類の送付、口座管理、情報提供等の対価です。
- 本商品は、SMBCグループのグループ運用会社である三井住 友DSアセットマネジメント株式会社が運用する商品です。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。
- ※ 利益相反の内容とその対応方針については、 当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針 の概要」をご参照ください。





#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

### 6 租税の概要 NISA (成長投資枠)、NISA (つみたて投資枠)、iDeCoの対象か否かもご確認ください

■ 税金は右の表に記載の時期に適用されます。 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税 方法等により異なる場合があります。

NISA*		iDeCo
成長投資枠	つみたて投資枠	ibeeo
×	×	×

\* 2024年1月1日以降、一定の額を上限として、 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式 投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得 が無期限で非課税となります。税法上の要件を 満たした公募株式投資信託等を購入した場合に 限り、非課税の適用を受けることができます。

時期	分配時	換金・解約、償還時
項目	所得税および地方税	所得税および地方税
税金	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の 差益 (譲渡益) に対して20.315%

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に 記載しています。

(上記は、2024年4月17日現在のものです。)